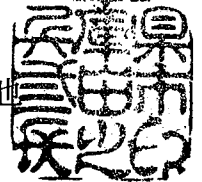


三広第26号の2  
令和7年11月11日

三田市立ひまわり特別支援学校  
保護者会 様

三田市長 田村 克世



### 要望書について（回答）

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、令和7年9月25日付で提出のありましたみだしの件について、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1 医療的ケアが必要であっても安心して学校へ通い続けるために

##### (1) 医療的ケア児が毎日登下校の送迎を受けられるようにしてください（教育支援課回答）

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の送迎に関しましては、教育委員会が保護者の負担軽減に可能な限り努めることと、個別に可能な限り検討することを平成29年4月の「公立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学校生活及び登下校における保護者等の付添に関する実態調査」で述べられていることから、三田市でも常に調査を行い、令和6年より微力ながら支援体制の拡充を図れたことはお伝えさせていただいたところです。

また、平成31年3月20日の「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」では、「乗車中の医療的ケアについては看護師等による対応を基本とし、安全に停車し医療的ケアを実施すること」とあり、そのような対応が可能な患者等搬送事業者の確保に向け、継続して調査を進めているところです。しかし、三田市近隣の業者は限られていることや、ドライバー及び看護師、添乗員等の人材不足から複数年を見通した安定的な登校支援が難しいと聞き取っております。

以上のことから、三田市としましては、保護者に対する負担軽減が図れるよう、登校支援回数の増加に向けて、引き続き努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(2) 主治医意見書は1つにまとめ、主治医の負担を軽減してください(教育支援課回答)

昨年度の要望を受け、主治医及び保護者の負担軽減を図るため、ひまわり特別支援学校を中心に主治医意見書のデジタル化を「三田市立学校における医療的ケア運営協議会」にて検討させていただきました。デジタル化により書式が統一され、一つにまとめることができないかと考えたからです。しかしながら、医療関係の委員より、デジタル化を実現するための困難性や問題点に関する指摘を受け、現時点での書式統一やデジタル化につきましては難しいと判断しております。今後も主治医及び保護者の負担軽減を図るため、医療機関とも連携しながら調査研究を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

(3) 修学旅行等宿泊学習時の同伴保護者の旅費・宿泊費用の負担をなくしてください(教育支援課回答)

保護者の付き添いがなくとも、児童生徒が安心安全に学習できる環境を整えるべく、令和6年度からは、これまで保護者の付き添いをお願いしていた「喀痰吸引等の医療的ケアが必要な児童生徒」においては、看護職員による夜間看護の体制により、保護者の負担軽減を図る取り組みを進めております。

しかしながら、お子さまの状態・状況によっては、市立小中学校と同様に、どうしても夜間看護を保護者をお願いしなければならない場合があります。特に人工呼吸器を装着しているお子さまにつきましては、慣れない土地での体調急変や機械のトラブル等があった場合の対応を考えますと、初めて対応する訪問看護職員等では不安なところがあります。ひとつ対応を間違えると、お子さまの命が危険にさらされるからです。教職員や学校看護職員が安心して修学旅行等の宿泊行事等を実施するためには、どうしても普段からお子さまの状態を把握しておられる保護者に頼らざるをえない状況です。

このような理由から保護者の付き添いをお願いしているところではありますが、保護者が付き添わなくても安心して学習できる体制につきましては、引き続き教育委員会として、取り組んでいかなければならない課題であると捉えております。

また、そこで生じてくる「保護者同伴の修学旅行費」につきましては、兵庫県の特別支援教育就学奨励費制度において、各家庭の所得金額により補助額は異なりますが、保護者の負担を軽減するために、「全額」または「半額」等の補助があります。児童生徒ご本人だけでなく、付き添い人に対しても支給されておりますので、今後もこの制度による支援となりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

(4) 看護師や栄養指導員が安心して就労継続できる環境を整えてください(教育支援課・教育総務課回答)

近年、医療的ケアも高度化・複雑化しており、医師の存在がない学校現場では、医療的ケアでの緊急対応を求められる実態において、医師の判断を常時得られる医療現

場とは異なり、不安を抱く学校看護職員も多いと聞いております。

このことから教育委員会としましては、令和4年度から専任の講師兼相談員による研修体制及び相談体制を整備し、日常の医療的ケアを行う中で生じる不安や悩み等に関する相談に応じたり、求められる資質能力の向上を目指したりすることで、学校看護職員が安心して職務を遂行できる体制を構築しております。

なお、職員の雇用条件等につきましては、令和2年度から市の会計年度任用職員として任用し、期末・勤勉手当の支給や休暇制度の充実等による待遇改善を行っております。

今後とも、学校看護職員をはじめとする専門職員が安心して、継続的に就労できる環境を整えてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 2 障害のある子どもを育てる家庭の負担軽減について（障害福祉課回答）

### （1）紙オムツの給付対象者を拡充し、給付額を増額してください。

紙オムツ給付の対象者は、年齢が3歳以上で、障害名が脳原性運動機能障害かつ重度の知的障害、二分脊椎等で、給付条件等が脳原性運動機能障害等（医師の意見書により必要と認められる場合に限る）になっております。

脳原性運動機能障害があり医師の意見書により、移動が不可かつ移乗が要介助もしくは不可に加え、意思伝達（尿意・便意）が不可の方に対して紙オムツを支給しております。

脳原性運動機能障害の方への紙オムツの支給要件では、以前は先に記載した条件に加えて座位が全く保持できない方も条件の項目にありましたが、令和5年度から座位の要件は緩和し、座位保持が一部可能であっても紙オムツの支給対象としております。

このような中、紙オムツの給付対象者の拡充につきましては、予算、財源上の制約もある中で直ちにご要望にお応えすることは困難であります。引き続き利用実態や近隣市の動向等を把握し検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、給付額につきましても前述の理由により、直ちにご要望にお応えすることは困難です。今後も近隣市の動向等の把握に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### （2）介護のためのバリアフリー住宅建設時の補助を検討ください

住宅の補助としましては、国・兵庫県・各市町が一体となり補助を行う事業として、「人生いきいき住宅助成事業」がありますが、この事業は高齢者や障害者等が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう住環境を整備するために行う既存住宅の改造について、要した経費の一部を補助するものです。

バリアフリー補助金は、すでに建築された住宅に対して、後からバリアフリー対策を施すことで高齢者や障害のある方等が生活しやすい環境を作り出すことにありますが、新築時にバリアフリー対策を施すよりも既存住宅をバリアフリー化の方が改

修に費用がかかることに鑑み、その負担を軽減することを主な目的としております。

少子高齢化が進む今日、ご自宅でご家族等の介護を受けながら安心して生活できるよう、配慮された新規住宅を建設する家庭が増えていると認識しておりますが、バリアフリー住宅建設時における補助事業は、市の独自事業としての取り組みを行うことになるため、予算の制約等の理由により、直ちに対応することは難しい状況にあります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### (3) 在宅介護ヘルパーの支給枠を拡充してください

障害福祉サービスの居宅介護のヘルパー派遣につきましては、ご自宅内で介護が必要な場面でご家族にて対応が難しい時にご利用いただいております。入浴につきましては、成人サービスでは生活介護というサービスで入浴介護を利用できますが、児童サービスでは入浴を提供するサービスがありませんので、ご家庭にて入浴をされている現状があります。

この入浴介助につきましては、成長により身体が大きくなると、脱衣等に対応できても浴室内での介護が難しくなる場合があるためご相談をいただいております。サービスの支給につきましては、ご本人の障害状況、ご家族のご病気等、介助が困難な状況を勘案して決定することとしており、今後も担当されている相談支援専門員から状況を聴き、適切に支給してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### (4) こどもの預かり先を確保してください

障害児の育児や介助につきましては、成長に応じて様々な負担が伴うことからご家族へのレスパイトの必要性は高いものと認識しております。そのレスパイトを担うサービスが短期入所もしくは日中一時支援サービスとなっており、施設の空き状況によっては、すべての方がご希望のタイミングでご利用いただくことが難しい場合があると認識しております。

現在、短期入所、生活介護の開設には総量規制を設けず新規事業所の参入を認めており、事業所の参入によるサービスの円滑な利用や利便性の向上を期待しているところです。また、市内の医療福祉センターでの短期入所の受け入れも再開されており、医療ケアが必要な方への支援体制も広がってきておりますので、そちらもご利用ください。

## 3 障害児を育てる保護者が就労を継続できるよう、放課後等の受け入れ先を確保してください

### 【放課後等デイサービス分（障害福祉課回答）】

放課後等デイサービスは、お子さま一人ひとりが生きる力を身につけるために必要な療育を提供する事業所としてお子さまの受け入れを行っております。そのニーズは依然高く、事業所によっては利用開始までに待機が生じているなどの状況にあります。

また、三田市では、これまで県が実施する総量規制の仕組みに基づき、障害児通所支援事業のうち「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」につきまして、原則、新規指定及び定員増を伴う変更指定を認めない総量規制を実施しておりました。

この度、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第3期三田市障害児福祉計画」に基づき、当該事業にかかるサービス量が計画に定める必要な量に達すると判断するまで総量規制を解除（令和6年8月1日～8月31日）しましたところ、市内において児童発達支援では1事業所、放課後等デイサービスでは3事業所の新規開設・定員増があり、サービスの円滑な利用を見込むとともに、利便性の向上が図れるものと期待しております。

今後も障害児通所支援事業の必要量に注視しながら、適切なサービス量を提供してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 【放課後児童クラブ分（子ども育成課回答）】

障害のあるお子さまを育てながら就労を継続されている保護者の皆様が、放課後等の預け先の確保に大変なご苦勞をされていること、深くお察しいたします。

ご指摘の通り、障害のあるお子さまや医療的ケアを必要とされるお子さまの放課後における受入体制を確保することは、法律の趣旨にも鑑み、三田市にとりまして大変重要な責務であると受け止めております。

お子さま一人ひとりの安全を確保し、安心して過ごせる環境を整えるためには、医療的ケア等に対応できる専門的な知識や経験を有する職員の確保・育成に加えて、個々の特性に合わせた施設環境の整備などが不可欠となります。こうした専門性の高い体制の構築に向けて鋭意努力しておりますが、お子さまの状態によりましてお受けすることが難しい場合もございます。

そのような状況ではありますが、関係機関との連携を一層強化し、三田市として受け入れ体制の拡充に粘り強く取り組んでまいります。保護者の皆様が安心して就労を継続できる環境づくりに全力で努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 4 成人期へ移行しても三田市で安心して住み続けられるために

##### (1) 成人期へ移行しても安心して通い続けられる医療機関を確保してください（地域医療推進課・健康増進課・市民病院事務局回答）

小児期発症慢性疾患を持つお子さまが成人期に移行する際の医療継続、特に休日や夜間の救急受診につきまして、重要な課題であることは認識しております。

三田市では、三田市休日応急診療センターを開設しており、日曜・祝日の日中に関して、三田市医師会の協力のもと小児科と内科の一次応急診療を行い、病態に応じて近隣の医療機関へ紹介しております。

また、三田市民病院は、救急患者の受け入れを、24時間365日行っておりますが、特に休日や夜間につきましては専門医の不足等の理由により、症状や疾患によって対応が難しい場合もございますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

現在、三田市では新病院の病院規模や医療機能等について協議をすすめており、現状より多くの医師や医療従事者を確保し、できるだけ多くの疾患や症状の患者さまの診療に対応してまいりたいと考えておりますが、現時点では、具体的な医療機能や医師数など不確定な状況であり、大学病院並みの医療機能を保持するには課題も多いため、他の医療機関との連携も行いながら、この地域の医療提供体制の構築を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## (2) 生活介護事業所を増やしてください(障害福祉課回答)

生活介護事業所は、障害のある方にとって入浴、排泄、食事などの介助や相談のほか、リハビリテーションやレクレーション、創作活動など、居場所としてのニーズも高く、ひまわり特別支援学校卒業生の進路先の一つとして、とても重要な施設であると認識しております。

重度の心身障害を持つ子どもたちが、卒業後も住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、通所や入所サービスだけではなく、居宅介護などの訪問系サービスの利用を含めた総合的な支援が必要であると考えております。

そうした中、医療的ケアが必要な重度心身障害者に対応できる生活介護事業所などが、市内事業所のみでは充足していない現状については認識しております。

看護師の確保など様々な課題により、新規事業所の参入や現事業者の定員の拡充などにつきましては難しい状況ではありますが、医療的ケアへの対応の可能性が高い病院などに個別訪問し、生活介護事業への展開等について相談させていただくなどの活動を実施しており、引き続き、少しでも状況が改善できるよう働きかけてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## (3) 重度障害者医療費助成制度の所得制限撤廃について(国保医療課回答)

「重度障害者医療費助成事業」は、兵庫県と共同事業として実施しております。所得制限につきましては、県制度では、世帯合算により所得判定しているところですが、市独自制度として世帯合算で所得判定は行っておらず、県制度より充実したものとなっております。

今後も同制度につきましては、社会情勢の推移や財政状況を踏まえながら、県制度の状況を確認した上で継続してまいります。

## お問い合わせ

総合政策部広報広聴課(TEL 079-559-5035)

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。